

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社C事業所に雇用され、栄養士、調理師として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、出勤のため、自宅から最寄駅まで自転車で移動中、自動車と接触し負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、D病院へ搬送され、「頸椎捻挫、腰椎捻挫、頭部外傷2型、骨盤部打撲傷、両膝部打撲傷」と診断された。その後、複数回転院し、通勤災害として治療を継続していたが、E医院において平成○年○月○日をもって治癒（症状固定）とされた。請求人は、治癒後も同院にて手術を受けるなど健康保険で受診を継続していたが、治癒後の同院における平成○年○月の「両変形性膝関節症」（以下「本件傷病」という。）の診療費について、療養給付請求がなされた。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は通勤によるものであるとして療養給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の処分をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病が、本件事故によるものとして認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件事故により請求人に発生した傷病について、F医師は請求人の症状経過等に基づき、平成○年○月○日付け意見書において、平成○年○月○日をもって治癒（症状固定）と判断すると述べており、当審査会としても同医師の意見は、医学的に妥当なものと判断する。

(2) 請求人は、本件事故により発生した傷病の治癒後に、本件傷病の療養について請求していることから、本件傷病は療養給付の対象とはならないものと判断するが、念のため、本件傷病が本件事故により発生した傷病の再発と認められるか否かについて、以下検討する。

(3) 本件傷病が、再発であると認められるためには、第一に、本件傷病と旧傷病との間に医学的相当因果関係があると認められること、第二に、治癒時の状態からみて明らかに症状が悪化していること、第三に、治療効果が期待できるものであることが必要であるとされる。

本件事故により発生した傷病名は、「両膝部打撲傷」（以下「旧傷病」という。）であるが、これと同じ部位に発生した本件傷病について、G医師は、平成○年○月○日付け意見書で、「両変形性膝関節症」と診断し、「請求人に認められる両変形性膝関節症は、医学的には加齢による退行変性に関連する。旧傷病の治癒時の後遺症の症状を超える増悪した症状はなかった。」と述べている。また、F医師は、平成○年○月○日付け意見書で、「本件傷病の発症は加齢による退行変性に関連する」と述べている。

これらのことから、決定書理由で説示のとおり、本件傷病と本件事故により発生した旧傷病との間に医学的相当因果関係は認められず、また、治癒時の状態からみて明らかに症状が悪化しているとも認められない。したがって、当審査会としても、本件傷病が本件事故により発生した旧傷病の再発とは認められないものと判断する。

(4) また、請求人は、本件事故前は、何の問題もなく通常の生活が出来ていたのにも関わらず、本件事故を契機として発現した本件傷病の痛みにより通常の生活が阻害されているとして、本件傷病は本件災害によるものである旨主張するが、上記のとおり、本件傷病は加齢による退行変性と認められるものであり、本件災害との相当因果関係を認めることはできない。

(5) したがって、当審査会としては、本件傷病が本件事故によるものとは認められないものと判断する。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。